

# 新潟市立笠木小学校「いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの定義といじめに対する教職員の基本姿勢

### (1) いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条1項より】

この法律において「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は、学校内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的形式的に行うことでなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

### (2) 教職員の姿勢

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように日々の教育活動に専心する。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、すべての教職員が、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめ防止等に徹底して取り組む。

## 2 いじめの防止

- (1) 従来の予防的・課題解決的指導から、子ども一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット「子ども一人一人の成長を促すために」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」を自校化することにより、いじめを生まない人間関係、学校の支持的風土づくりに努める。
- (2) 多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童に、「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の子どもを伸ばす4つの視点から自律性と社会性を育み、精神的、社会的な自立を目指す。
- (3) 分かる授業・できる授業、一人一人を大切にし、よさを生かす教育活動により学級・学年・学校の支持的風土を作り、保護者や地域との信頼関係や協力関係を構築する。
- (4) 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等と活用して行う情報モラル教育、及び、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深める啓発の充実に向け、研修会を実施するなどの支援を行う。

## 3 いじめの早期発見

- (1) 児童をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童との信頼関係を築く。
- (2) いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童に接し、人権感覚を育成する。
- (3) 児童の話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても児童の意向をくみながら児童と一緒に考え、安心感をもたせる。
- (4) 朝の健康観察を丁寧に行い、定期的に以下のアンケート等を活用し、こまめな記録を積み重ねる。教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。アンケート後は、面談を行う。(年に1～2回程度)  
・「仲間とのかかわり」についてのアンケート(年10回)
- (5) 全教職員で児童の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。

## 4 いじめへの対処

- (1) いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その場合には、解決に向けた、手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- (2) いじめられた児童に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針を丁寧に説明する。また、必要に応じてスクールカウンセラー等の活用等も含め、関係機関と速やかに連携し、対応する。
- (3) いじめた児童に対しては、安易に謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活

の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて、関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。

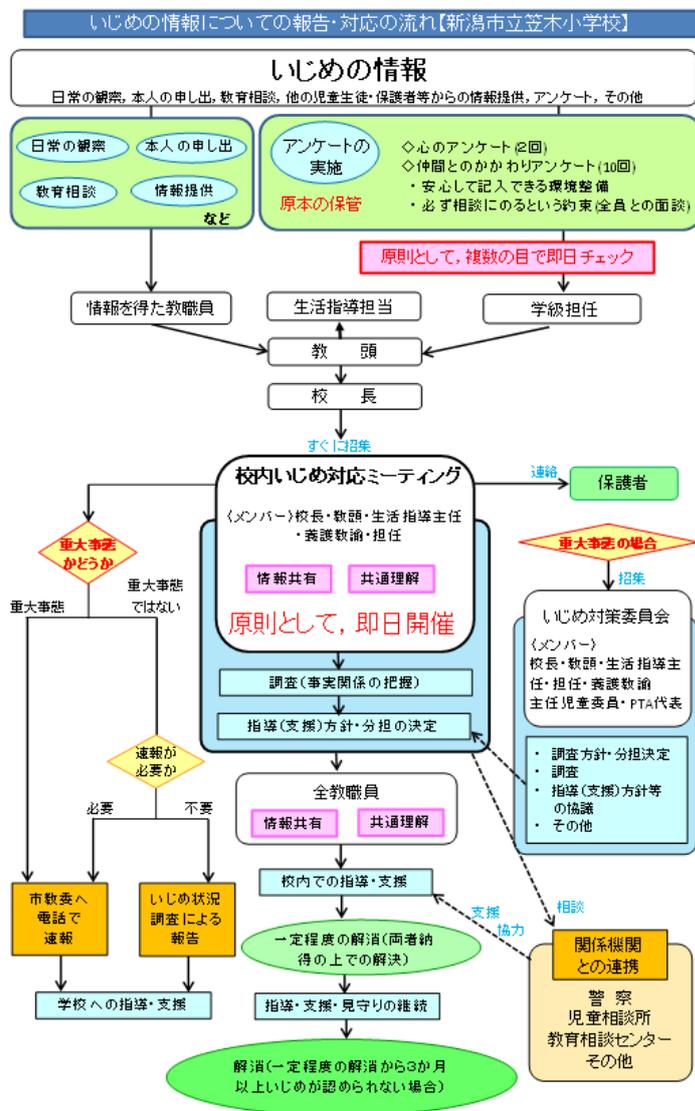
- (4) 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気もてるようにする。
- (5) 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むと共に、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

**【一定の解消・解消の定義】**

- ◇中・高レベルの場合  
一定の解消後、3か月間いじめがなかったら解消とする。
- ◇低レベルの場合  
一定の解消後、校長・教頭・生活指導主任の協議により問題がなければ、3か月を待たずに解消とする。

## 5 組織について

いじめの情報についての報告・対応の流れ



## 6 重大ないじめを受けた児童及び保護者への基本方針

いじめの重大事態が発生した場合は、次の方針の基、全力でその対処に尽力する。

- いじめを受けた児童の心身安全、安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係わる事実を徹底的に解明し、対処に当たる。
- いじめを受けた児童はもちろんのこと、いじめを行った児童に対しても、その心情に十分寄り添って、指導・支援をする。

## 7 重大事態にいたった場合の対応

(1) 重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、以下のような事態に至った場合を指す。

- 児童が自殺を企画した場合または自殺の兆候が推察されるとき
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められたとき
- ズボン下ろしなどの性的な辱めを受けたとき
- 保護者同士の問題が発生し、解決に至らない場合

(2) いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童や保護者からあったときは、その時点で、「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと取り扱い市教育委員会に速やかに報告する。

(3) 不登校重大事態発生時においては、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月策定）」に基づき、速やかに教育委員会に報告し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(4) 重大事態に係わるいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられる。よって当該児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援すると共に、以前にも増して、安心して学校生活を送ることができるように支援する。

- ① 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を丁寧に傾聴する。
- ② いじめに係わる事実関係を明らかにするために、聴き取りを丁寧に行う。
- ③ いじめ解決に向けて、当該児童の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- ⑤ 医療機関への受診が必要と判断される場合には、保護者の了解を得て、医療機関の受診を勧める。

また、当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童や、その保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努める。

(5) いじめを受けた児童の保護者への対応

- ① 学校管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起してしまったことについて誠実にお詫びをし、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ② 当該児童がいじめを受けたことに係る事実や、児童の心身の状況について丁寧に説明する。
- ③ いじめ解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聴き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ④ 保護者自身が不安を抱いている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(6) いじめを行った児童及び保護者への対応

- ① いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って、再発防止を誓うことができるようにする。
- ② 当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら、指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。
- ③ 当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係わる事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童と共に認識させると共に、解決に向けた道筋を示し、保護者の協力を求める。
- ④ その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言する。